

貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成18年貝塚市規則第3号以下「規則」という。）に定めるもののほか、市内に存する耐震性が不足し、耐震改修が困難な老朽建築物（国又は地方公共団体が所有している建物を除く。）の除却及び除却後の土地の公共公益的な利用を促進することにより、地震による市内の人的・経済的な被害の軽減及び跡地の有効活用を図ることを目的として、除却工事を行う所有者に対して交付する貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧耐震老朽建築物（以下、「対象建築物」という。） 市内に存する建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、一戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅等に該当する旧耐震（昭和56年5月31日以前に建築された建築物）木造住宅等であって、耐震改修が困難なものをいう。
- (2) 所有者等 登記されている場合は建物登記事項証明書に、登記されていない場合は建物の固定資産評価証明書に所有者として記載されている個人又はその相続人をいう。ただし、集合住宅の場合については、1棟全部が同一の所有者として記載されている個人又はその相続人に限る。また、町会・自治会が所有する対象建築物の場合は、その代表者とする。
- (3) 除却工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者であって、同法別表第1に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業のいずれかの許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けたものに請け負わせ、対象建築物及び附属する工作物の全部（集合住宅の場合にあつては、同一棟の住戸の全部）を除却し、その敷地を更地（整地を含む。）にする工事をいう。

(補助事業者)

第3条 この要綱により補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象建築物の所有者等であること。
- (2) 貝塚市暴力団排除条例（平成24年貝塚市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。（個人が申請する場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業者となることができない。

- (1) 補助金の交付の決定前に工事に着手した場合
- (2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受ける場合

(3) 公共事業による移転補償の対象となった場合

(4) その他市長が適当でないとする場合

3 対象建築物を複数の所有者等で共有しているときは、全所有者等のうち補助金の交付を申請する者を補助事業者とする。

(補助対象の建築物)

第4条 補助対象建築物は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建物登記事項証明書（所有権以外の権利が設定されていないものに限る。）又は固定資産評価証明書に記載されていること。

(2) 耐震診断により耐震性が不足していると認められるもの。

(3) 複数の者の共有である場合は、この要綱に基づき除却工事を行うことについて、共有者全員が同意していること。

(4) 賃借人がいる場合は、この要綱に基づき除却工事を行うことについて同意していること。

(5) 併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されていること。（個人が申請する場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、市長が補助金の対象とすることが適当でないとする対象建築物は、補助金の対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、対象建築物の除却工事に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金を受けようとするときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 工事見積書（内訳明細書）の写し

(2) 付近見取図、配置図、平面図及び除却前の現況写真

(3) 解体業者の建築工事等の許可証又は解体工事業の登録証の写し

(4) 建物の登記全部事項証明書又は固定資産評価証明書

(5) 市税に未納がないことの証明書（個人が申請する場合に限る。）

(6) 申請者の住民票（個人が申請する場合に限る。）

(7) 貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金実施（変更）計画書（様式第2号。以下「実施計画書」という。）

(8) 除却しようとする対象建築物が第4条第1項第2号から第4号までに該当するものであることを確認できる書類

(9) その他市長が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要

に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定するものとし、当該書類の内容及び現地調査等の結果が、この要綱及び関係法令の規定その他市長が別に定める要件に適合する場合にあっては、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付しないことに決定したときは貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- （1） 補助金をその目的以外に使用してはならないこと。
- （2） 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- （4） 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （5） 補助金の交付の決定前に除却工事に着手していないこと。

（申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から14日以内に、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金取下書（様式第5号）を、市長に提出することができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は行われなかったものとみなす。

（権利譲渡の禁止）

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（変更等の承認）

第12条 補助事業者は、交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る補助事業の内容、実施計画書等を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止するときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金実施計画変更申請書（様式第6号）その他必要な関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の増額を伴う変更申請をすることはできない。

2 市長は、前項に規定する変更申請を受けた場合は、その内容を審査し、これを適当であると認めるときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金交付決定変更通知書（様式第7号）又は貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金交付決定取消通知書（様式第8号。以下「交付決定取消通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第13条 前条第1項に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 実施計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更
(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金実績報告書（様式第 9 号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、補助事業の完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定日の属する年度の 3 月 15 日（同日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その翌日以後の休日等でない直近の日）のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の請負契約書の写し
- (2) 工事費の請求書（内訳書を含む。）及び領収書の写し
- (3) 工事完了後の現況写真（跡地の状況がわかるもの）
- (4) その他市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金交付額確定通知書（様式第 10 号。以下「確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、補助事業の是正の見込みがなく、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 16 条 補助事業者は、確定通知書を受けた場合において、補助金の交付を受けようとするときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金交付請求書（様式第 11 号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事情により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 市長の指示に従わないとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、交付決定取消通知書により補助事業者には通知するものとする。

4 補助金の交付の決定を取り消した場合に生じた損害について、市は一切の賠償の責めを負わないものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金返還命令書(様式第 12 号)により、補助事業者には期限を決めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 19 条 補助事業者は、第 17 条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前 2 項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 補助事業者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金加算金・延滞金免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市旧耐震老朽建築物除却補助金加算金・延滞金免除承認通知書(様式第 14 号)により、補助事業者には通知するものとする。

(他の補助金の一時停止等)

第 20 条 市長は、補助事業者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額を相殺することができる。

(書類の保存)

第 21 条 補助事業者は、補助事業の遂行状況に関する書類及び帳簿等の関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。